福祉サービス利用の手引き
～児童編～

- 児童の福祉サービス利用に関して
- 放課後等デイサービスを利用する
- 日中一時支援を利用する
- ヘルパーを利用する
- 短期入所を利用する
- 福祉サービスの利用 Q&A
- 相談支援事業所を利用する
- 受給者証の見方
- 福祉サービス利用者自己負担上限月額に関して

大津市障害者自立支援協議会のホームページにて大津市の各障害福祉サービス事業所（相談支援事業所、グループホーム、就労系通所事業所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業所）の空き情報や支援内容等を公開しています。協力をしていただいている事業所のみの掲載で、全事業所掲載はしておりませんのでご注意ください。
下記 URL または右の QR コードからサイトに入れます。
https://onl.bz/y4xHjcm

発行元：大津市立やまびこ総合支援センター内大津市障害者自立支援協議会
問い合わせ：生活支援センター　℡077-527-0486、Fax077-527-0334

児童の福祉サービスの利用に関して

１．児童はどのようなサービスが利用できるの？

①子ども同士が集団で過ごす放課後等の時間を保障する

⇒児童クラブ、日中一時支援、放課後等デイサービス

②個別の外出の支援をする

⇒移動支援、行動援護

③自宅での見守り及び身体介護

⇒身体介護、訪問入浴、訪問看護…

④自宅以外の場所でお泊りの練習をする

⇒短期入所

２．放課後支援はどのようにサービスを選んだらいいの？

児童クラブ	・就労していれば、毎日使える。土曜日も使える。 ・近隣に子どもの存在を知ってもらえる。 ・将来的に、その子の居場所を地域の中に作っていく。 ・送迎はない ・利用児童が多いので、人混みが苦手なタイプの子どもさんはしんどいことがある。
放課後等デイサービス	・障害のある子どもの発達支援をする施設 ・月15回が標準利用（理由が認められたら最大23日） ・親の就労目的では使えない ・申請には福祉サービス利用の計画書が必要 ・送迎はあったりなかったり
日中一時支援	・障害のある子どもをみる人がいない時に預かる施設 ・親の就労目的でも使える ・申請に利用計画書はいらない。 ・送迎はあったりなかったり

３．なぜ放課後の過ごしが大切なのか？

＊子どもの発達には大人の期待やまなざしから自由になれる時間も必要。

・学校⇒教育的意図をもって子どもとかかわる場所

・家⇒明日へのエネルギーを蓄える場所

・第 3 の場（放課後・休日）

⇒これをしなければならない、という事がない空間や　人間関係の中で自分で「こうしてみたい」という気持ちがでてくる。

参考文献:「障害児が育つ放課後」（白石正久著）

児童クラブを利用する

１．児童クラブはどういう場合に利用できるの。

小学校就学の 1 年生から 6 年生までの児童で大津市に住所があり、保護者のいずれもが下記の事由により家庭において保育を受けることが困難な児童が利用できます。

①昼間労働することを常態としていること

（1 日実働 5 時間以上かつ月 15 日以上）

②妊娠中であるか、または出産後 8 週間を経過しないこと

③疾病もしくは負傷又は身体に障害を有していること

④同居の親族を常時介護していること

⑤火災等の災害にり災し、復旧にあたっていること

上記 1 から 5 に類するものとして市長が認める状態にあること

２．児童クラブは、どうしたら使えるの？

毎年基本 1 月に次年度の利用申し込みとなります。

受付場所は市役所児童クラブ課および各児童クラブです。

申し込みには下記の書類が必要となります。

・大津市立児童クラブ通所登録申請書

・就労状況証明書（様式第 2 号）、診断書その他通所要件を証明する書類

・口座振替依頼書

・延長保育申請書（延長保育利用希望者のみ）

３．児童クラブの利用料

登録料：児童 1 人につき 10,000 円

（初めて登録を受ける場合）

保育料：児童 1 人につき月額 10,000 円

おやつ代：児童 1 人につき月額 2,500～3,000 円程度

延長保育料：

児童 1 人につき月額 1,000 円（18 時 30 分までの利用者のみ）

または月額 2,000 円（19 時までの利用者のみ）

４．児童クラブの利点

・地域の子どもたちの中で過ごせる。地域住民に子どもの存在を知ってもらえる。

・将来的に、その子の居場所を地域の中に作っていく

・養護学校に通っていても、学区の児童クラブを使える

・障害のある子どもが、地域社会の中で、障害のない子どもと同じように生活できる社会をつくる機会となります。

放課後等デイサービスを利用する

１．放課後等デイサービスはどんな時に使えるの？

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

２．放課後等デイサービスは、どうしたら使えるの？

①障害児を対象にしている相談支援事業所に放課後等デイサービスの利用の相談をします。
②大津市障害福祉課に放課後デイサービスの利用に関する申請書と計画書を提出します。
③大津市障害福祉課より**オレンジ色の**障害児通所**受給者証**が届きます。
④放課後等デイサービス事業所と契約を結び、利用の申し込みを行います。

３．放課後等デイサービスを利用するにあたって・・・

①利用対象者は小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に就学している手帳を持っている児童です。手帳等を持っていない場合は主治医の診断書又は特別支援学校及び特別支援学級に在籍している証明書を添付すれば可能です。高校卒業まで利用が可能です。

②開所日は月～土及び長期休暇時となっています。日曜日や祝日はお休みとなっている事業所が多いです。開所時間は事業所によって異なりますのでお問い合わせください。

③**放課後等デイの利用は大津市では基本的に標準利用月 15 日、最大月23日まで認められます**

なお、放課後等デイサービスは本人の地域での第 3 の居場所として発達を支援する通所施設です。保護者の就労支援のための利用は児童クラブ(小学生の方)及び日中一時支援の利用を併せてご提案することがあります。

４．放課後等デイサービスの利用料に関して

・放課後等デイサービスの利用の利用に当たっては、利用料、おやつ代がかかります。利用料は法定利用料の 1 割をご負担いただきます。ただし受給者証に記載されている上限額を超えることはありません。例えば世帯年収が概ね 890 万円未満の上限額は 4,600 円/月です。
・放課後等デイサービスの 1 回あたり利用料は事業所の職員体制によって多少変動があります。

５．放課後等デイサービスの利用のポイント

① 本人にあった活動プログラム、集団であるかどうか。
② 家からの距離、送迎の有無
③ 週何回くらい使うか考える
→大津市では基本的に利用は月 15 日。(1 週間に 3 回程度)
④何か所使うか考える
→複数の事業所を利用することも可能です。ただし、最初から多くの事業所や日数を利用すると本人には負担であることも多いです。

日中一時支援を利用する

１．日中一時支援はどんな時に使えるの？

①障害児者の介護をしている人の一時的な休息や就労支援のために利用できます

②放課後にほっと一息する場としてや、休日の日中に余暇を楽しむ目的で仲間が集う場として利用できます。

２．日中一時支援は、どうしたら使えるの？

①大津市障害福祉課へ、日中一時支援事業の利用を申請します。

②大津市障害福祉課より、日中一時支援利用決定通知書が自宅へ届きます。

③大津市内の日中一時支援事業所と契約してください。

④利用者・家族から日中一時支援事業所へ申し込み、両者が合意した日に利用できます。

３．日中一時支援を利用するにあたって・・・

① 日中一時支援は対象者や開所日及び支援内容が事業所によって違います。利用に当たっては事業所に確認してください。

② 日中一時支援は地域生活支援事業（市町村主体の事業）であるため、受給者証に記入されていませんのでご注意ください。

③ 日中一時支援の利用の利用に当たっては、利用時間による利用料、送迎費、おやつ代がかかります。

３．放課後等デイと日中一時支援の違いは？

① 放課後デイは利用者自己負担に上限がありますが、日中一時支援は上限がなく、非課税世帯を除き

利用者負担額を全額支払う必要があります。

②放課後デイは在学中しか利用できませんが、日中一時支援は成人期以降も利用が可能な制度です。

＊日中一時支援利用料一覧表

利用者負担額	区分	４時間未満	４時間以上６時間未満	６時間以上
	利用料	４００円	５００円	６００円
	送迎料	５０円	５０円	５０円
	・対象者が生活保護世帯、非課税世帯の場合は無料。 ・利用に関しては大津市障害福祉課への申請が必要。			

○利用料の他におやつ代等が必要になる場合があります。

ヘルパーを利用する

１．ヘルパーは何をしてくれるの？

①トイレ・入浴・食事・更衣・見守りなど本人の身辺面でのお手伝い
②料理・洗濯・掃除など本人が生活する上で必要な家事のお手伝い
③病院や官公署への付き添い
④余暇や社会参加での外出の付き添い

２．ヘルパーを利用するための制度について

	《介護給付に基づく利用》	対象者
身体介護	入浴、排泄、食事、更衣、見守り等、日常生活における身体面の介助をします。	身体障害手帳、療育手帳、精神保健手帳を持っている方・通院等介助には「身体介護あり」と「身体介護なし」とあります。一定の要件を満たす方は身体介護ありとなります。
家事援助	ご本人に必要な調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理等の家事のお手伝いをします。	
通院等介助 通院等乗降介助	ご本人の病院への定期的な通院や公的手続きや相談のため官公署を訪れる場合に、必要な乗降や付き添いの支援を行います。	
行動援護	知的や精神に重い障害があり、見守りが必要な人に対して安心して日常生活や外出ができるように支援します。	・「重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票」の調査により合計点数が 10 点以上の場合、行動援護の対象者となります。
同行援護	視覚障害等の人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供や、必要な援助を行います。	・視覚障害により移動に著しい困難がある方。
	《地域生活支援事業に基づく利用》	対象者
移動支援	社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時、日常生活の買い物等で利用できます。ただし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象としません。	・療育手帳、精神保健手帳を持っている方 ・両上及び下肢のいずれも障害があり、身体障害者手帳 1 級の方。 ・上肢及び下肢のいずれにも障害があって、下肢又は体幹が 1 級から 3 級の方

３．ヘルパーを利用するにあたって・・・

・ 利用料金は種類や時間帯によって変わってきます。
・ 利用者本人以外の同居している家族等の支援はできません。

移動支援について

・移動支援には3つのメニューがあります。利用する場合は障害福祉課に申請をします。（原則学齢児以上が対象）

（1）個別支援（原則 30 時間 ／月まで。長期休暇期間中など、一時的に 60 時間／月まで検討可能。ただし原則連続 3 ヶ月以内）

1名の障害者（児）に対して、1名のヘルパーによりマンツーマンで提供される支援です。外出の準備に伴う支援、移動中の付き添い、外出先で必要な支援、帰宅直後に必要となる支援を実施します。余暇での外出や日常生活の買い物等で利用します。利用料金は、課税世帯は報酬単価の 1 割です。（1 時間利用して 410 円の利用料となります。） なお、非課税世帯及び生活保護世帯の利用料は無料です。

外出時は公共交通機関（電車や路線バス）または徒歩で支援を行います。一部の事業所では車を利用することが出来ますが、自己負担金が発生します。

（2）グループ支援（ 5 回 ／月まで）

屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの同時参加の際に、複数名の障害者（児）に対して、その数を下回る人数のヘルパーにより提供される支援です。利用料金は、課税世帯は報酬単価の 1 割です。（1 時間利用して 150 円の利用料となります。） なお、非課税世帯及び生活保護世帯の利用料は無料です。

（3） 車両移送型支援（原則 5 時間 ／月まで）

公共交通機関を利用して外出することが困難な障害者（児）に対して、 道路運送法に基づく許可を取得している事業所が、車両により送迎等を行う支援です。乗車等介助、目的までの移送支援、降車等介助を支援します。ショートステイの送迎等で利用します。利用料金は報酬単価の 1 割です。（1 時間利用して 260 円（目的地でヘルパーによる余暇や活動の支援を受ける場合は、190 円）＋事業所が設定するガソリン代等の利用料となります。）

・ 移動支援では、自宅と学校との定期的な送迎の利用は認められていません。但し、緊急時かつ不定期の利用の際は認められることがあります。また、学校から児童クラブまでの送迎は認められます。（児童クラブから自宅までの送迎は原則認められていません。）

・学校行事及び特別支援学校の実習等の送迎には利用することが出来ません。

外出時の車を利用したヘルプについて

・ヘルパーが運転する車両で移動をする場合、運転中の時間は福祉サービスでなく「福祉有償輸送」また「車両移送型支援」はでの対応となります。福祉有償運送の料金は各事業所に確認してください。

目的地へ車両で移動中	見守り及び身辺面の介助	目的地へ車両で移動中
福祉有償輸送または 車両移送型支援	移動支援、通院等介助、行動援護、同行援護	福祉有償輸送または 車両移送型支援

短期入所を利用する

１．短期入所はどんな時に使えるの？

①　家族が用事や体調不良で自宅で介護を受けられない時。

②　家族の介護負担を軽減させたい時。

③　将来の自立に向けて、自宅以外の場所で泊まる練習をしたい時。

２．短期入所はどんな支援が利用できるの？

短期入所では、本人が生活していく上で必要な介助を受けることができます。また、週末や祝日に利用する場合は日中の支援も行っています。

３．短期入所を利用するにあたって・・・

・ 短期入所施設は原則送迎を実施していないので、家族または移動支援等を利用する必要があります。

・ 利用申し込み方法は各施設によって違うので確認してください。希望を出すのが、前月では間に合わないこともあります。

・ 利用に当たって、利用料と別に食費とシーツ代がかかります。食費に関しては低所得者の場合は 1 日 680 円の減免があります。

＊短期入所事業所リスト（大津市内の知的障害・身体障害の方が主に利用している事業所のみを掲載しています。）

事業所名	対象者	住所	連絡先
ステップ広場ガル	中学生以上の知的障害者	石山千町２７０―３	０７７−５３４−４８８９
むくの木	中学生以上の知的障害者	大津市杉浦町１０－３２	０７７−５３７−０６４６
伊香立の杜	中学生以上の知的障害者	大津市伊香立向在地町９７	０７７−５９８−８０６６
びわこ学園医療福祉センター草津	重症心身障害児者	草津市笠山八丁目３－１１３	０７７−５６６−０７０１
びわこ学園医療福祉センター野洲	重症心身障害児者	野洲市北桜９７８－２	０７７−５８７−１１４４
県立近江学園	知的障害児	湖南市東寺四丁目１－１	０７４８−７７−２８１１

福祉サービス利用 Q&A

１．複数の放課後等デイサービスを利用することはできますか？

・複数の事業所を利用することも可能。ただし、最初から多くの事業所や日数を利用すると本人には負担であることも多いです。

（新 1 年生になり、新しい生活で子どもたちは疲れています。そこへ加えて、何か所もの放課後デイサービスの事業所に通うのは、ストレスになる子どもも多いです。また、親御さんも小学校のプリント、荷物の準備、加えて複数の放課後デイサービスの連絡帳や契約、面談、アセスメントなど負担が多くなります。）

２．放課後等デイサービスと児童クラブや日中一時支援の併用は可能ですか？

児童クラブで地域の子供たちと交流しながら、放課後等デイサービスで発達支援を受けることもできます。また、放課後等デイサービスを利用しながら、保護者の就労支援として日中一時支援を利用することも可能です。

３．放課後等デイサービスにはどのような事業所がありますか？

集団の中で様々な活動を通して発達支援を提供している事業所と、個別に専門的プログラムを提供している事業所とあります。個別にプログラムを提供している事業所は家族の送迎や付き添いを求められることがあります。まずは放課後等デイサービスに見学に行き、どのような活動を提供して、どのような児童が利用していているのか様子を見ることを勧めています。

４．自宅と学校の送迎を定期的に支援してほしいですが、障害福祉サービスは利用できますか？

移動支援を利用した学校への定期送迎は認められていません。障害福祉サービスは利用できません。ファミリーサポート、送迎ボランティア、介護タクシー、福祉有償輸送を利用する形になります。

但し、学校から児童クラブまでの送迎は特例として移動支援を利用することができます。

５．ファミリ-サポートとは？

ファミリーサポート(ファミサポ)とは、育児を手伝ってもらいたい「依頼会員」と、育児を手伝いたい「提供会員」が参加し、地域で子育てを支えあっていくサービスです。有償で事前登録が必要です。

大津市社会福祉協議会

〒520-0047　滋賀県大津市浜大津４丁目１番１号　明日都浜大津５階

ファミリーサポートセンター TEL:077-511-3150 FAX:077-511-3450

相談支援事業を利用する

・大津市では障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう大きく分けて下記の２つの相談支援事業を実施しています。

①障害福祉サービス等を利用するための計画相談
(指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所)

・障害福祉サービスを利用するには相談支援事業所またはご自身で計画を作成(セルフプラン)して、申請書と一緒に障害福祉課に提出しないと、受給者証の申請や更新の手続きができない仕組みになっています。

・指定特定相談支援事業は障害福祉サービス等を利用する際の相談及び支給決定のために必要なサービス等利用計画の作成をさせていただきます。

・相談にあたり、相談支援事業所と契約をする必要があります。利用料はかかりません。

指定特定相談支援事業所では下記の相談に対応します。
・利用できる障害福祉サービスに関する情報提供
・「サービス利用等計画」の作成
・サービス利用に関わる関係機関とのやり取り
・サービス利用開始後のモニタリング

②地域で暮らすための一般的な相談(委託相談支援事業所)

・障害のある人の地域生活における様々な問題について、障害のある当事者、ご家族、他機関の支援者等からの相談に応じ、必要と思われる社会資源に関する情報提供や利用に向けた支援等を行うほか、社会生活力を高めるための個別支援や権利擁護のために必要な援助も行います。

　また、障害福祉サービス等の利用する場合にご自身で計画を作成する場合（セルフプランと言います)のお手伝いもさせていただきます。

・相談にあたり、契約等の必要はなく、利用料もかかりません。

・別の指定特定相談支援事業所で計画を作成していましても、一般的な相談の対応はさせていただきます。

委託相談支援事業所で行う一般的な相談とは具体例としては下記の通りです。
・セルフプラン作成のお手伝い
・障害理解や手帳の取得に関する相談
・家族関係や人間関係に関する相談
・障害基礎年金の取得の相談や権利擁護のための必要な援助
・不安解消に関する相談
・地域生活に必要なサービスや社会資源に関する情報提供と利用に向けた支援
・地域生活でのトラブルに関する相談及び関係機関の紹介と利用に向けた支援

指定特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所)を利用する場合

指定特定相談支援事業所を利用すると、契約を結んだ後に、サービス等利用計画を作成します。サービス利用のご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。また、定期的に本人、ご家族と自宅で面談して聞き取りを行い、事業所にも様子の確認を行います。（モニタリングといいます。）

①サービス等利用計画の作成と障害福祉サービス利用の流れ

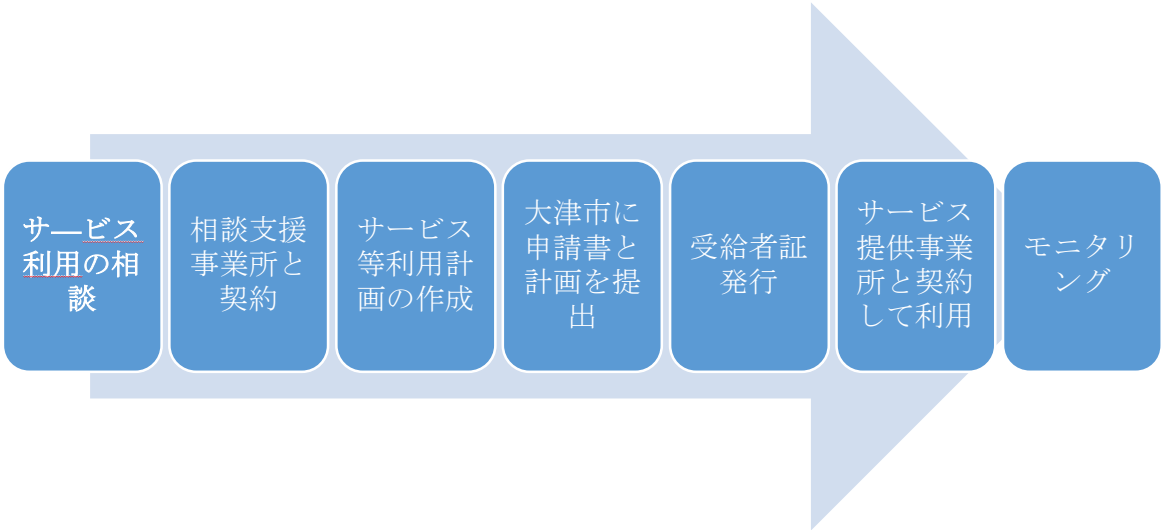

②受給者証の更新時の手続きの流れ

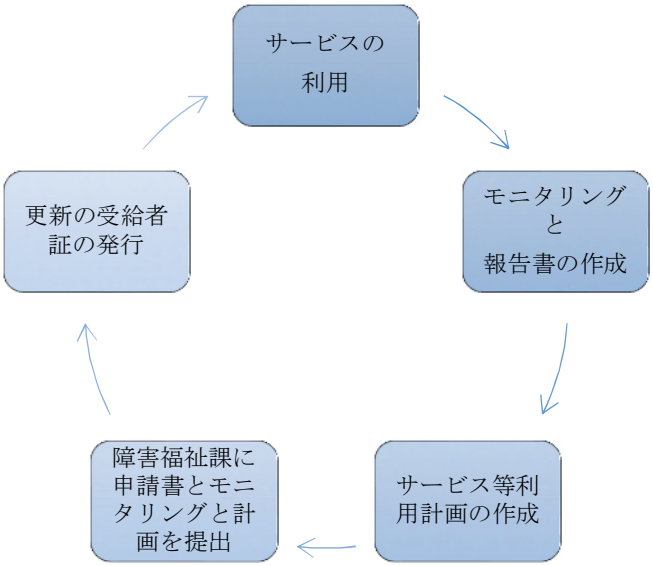

・障害福祉サービスの利用に関しては、定期的に更新の手続きが必要となります。
・更新の際には相談支援専門員が作成したモニタリングの報告書と計画を作成して、申請書と併せて大津市に提出する必要があります。

サービス等利用計画案

様式１－１

利用者氏名	琵琶湖 太郎　様	障害支援区分		相談支援事業者名	支援センター児童相談
障害福祉ｻｰﾋﾞｽ受給者証番号				計画作成担当者	松岡 啓太
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		利用者同意署名欄	
計画案作成日	平成28年 6月 1日	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ期間(開始年月)	1年毎		

利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）	・集団の中で同世代の友だちと楽しく過ごしたい。（本人） ・家族以外の人と楽しく過ごしてほしい。また、集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げてほしい。（家族）
総合的な援助の方針	集団の中でいろいろな経験をし、楽しく過ごすことができ、本人の対人関係や社会系金が広がるよう支援する。
長期目標	集団の中でいろいろな経験をし、楽しく過ごすことができる。また、集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げることができる。
短期目標	放課後等デイサービスや児童クラブの活動に慣れる。

優先順位	解決すべき課題（本人のニーズ）	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
	集団の中で同世代の友だちと楽しく過ごしたい。	集団の中で同世代の友だちと楽しく過ごすことができる。	1年	・児童クラブ ・集団の中での活動の提供、見守り ・週3回（月、木、金）	・集団に慣れ、楽しく過ごす。 ・家族が帰りは迎えに行く。	1年	・バス停から学童までの送迎は移動支援を利用。
	集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げてほしい。	集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げることができる。	1年	・放課後等デイサービス　月10日 ・本人にあった集団での療育活動の提供、学校と自宅間の送迎、家族との相談 ・週2日（水、金）	・活動に参加する	1年	

サービス等利用計画案【週間計画表】

様式１－２

利用者氏名	琵琶湖 太郎　様	障害支援区分		相談支援事業者名	支援センター児童相談
障害福祉ｻｰﾋﾞｽ受給者証番号				計画作成担当者	松岡 啓太
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画開始年月	平成28年 6月				

	月	火	水	木	金	土	日・祝
6:00							
8:00							
10:00	養護学校	養護学校	09:00～14:00 養護学校	養護学校	養護学校		
12:00	養護学校	養護学校	養護学校	養護学校	養護学校		
14:00	養護学校	養護学校	14:00～18:00 放課後等デイサービス	養護学校	養護学校		
16:00	15:30～18:00 児童クラブ	15:30～18:00 児童クラブ	14:00～18:00 放課後等デイサービス	15:30～18:00 児童クラブ	放課後等デイサービス		
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

主な日常生活上の活動

・学校にはスクールバスで通う。
・週末は自宅で家族と過ごす。
・好きな活動は絵を描くことと公園で遊ぶこと。

週単位以外のサービス

サービス提供によって実現する生活の全体像	集団の中でいろいろな経験をし、楽しく過ごすことができる。

サービス等利用計画作成のメリットは？

① 専門家である相談支援事業者の相談支援専門員から、第三者的な視点に基づいて、適切なサービスの組み合わせや選択肢拡大の提案を受けることができます。

② ご本人同意のもと、サービス等利用計画を関係者に提示し、関係者が情報を共有することにより、一体的な支援を受けることができます。

③ ご本人の望む生活を尊重し、ご本人のニーズに基づく計画を作成することにより、本人中心の支援を受けることができます。

セルフプランの作成について

セルッププランは障害福祉サービスを利用する場合にご家族が自分で計画を作成します。セルフプランは所定の様式に現在の困り事や今後の目標を書きます。なお、セルフプランはモニタリングや更新時の計画の提出はありません。

①セルフプランの作成と障害福祉サービス利用の流れ

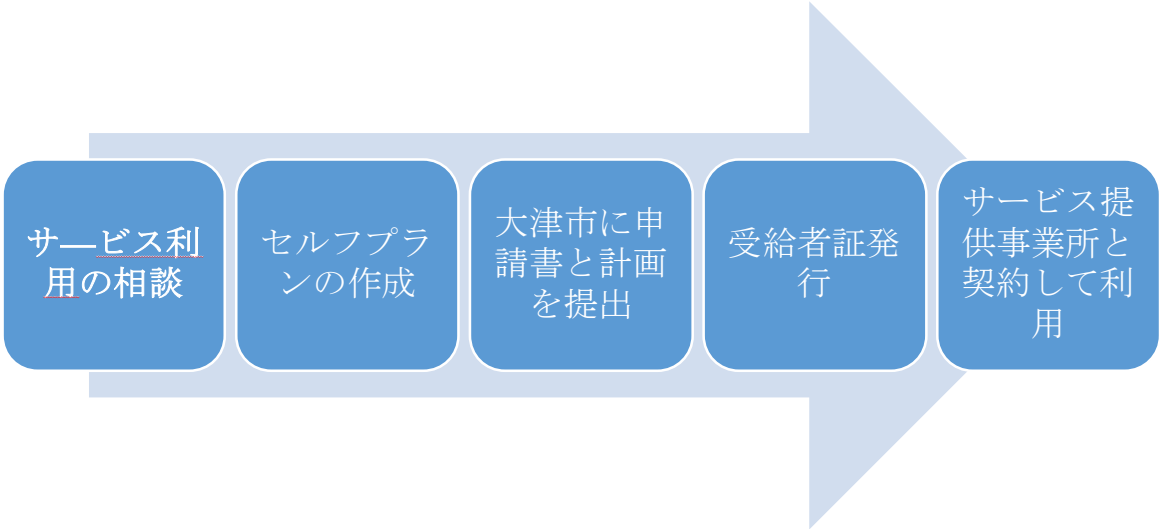

②受給者証の更新時の手続きの流れ

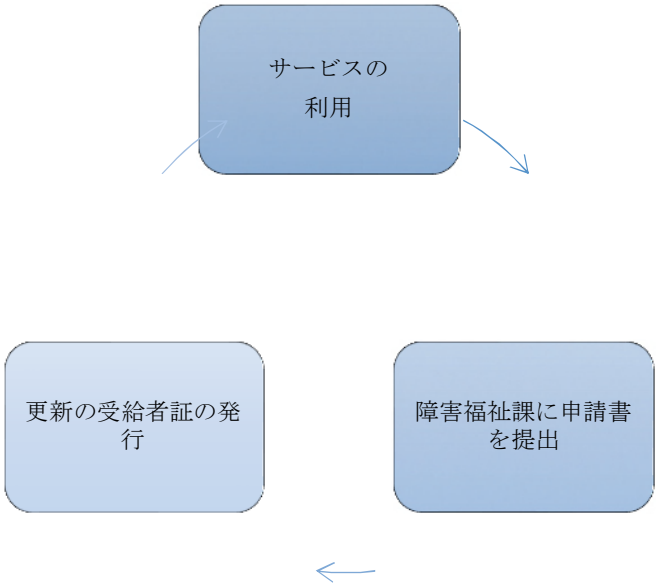

・障害福祉サービスの利用に関しては、定期的に更新の手続きが必要となります。
・更新の際には申請書のみ大津市に提出する必要があります。
・サービスの内容を変更する際はセルフプランの提出が必要となります。

【記入例】 学齢期サポート計画案

R3.8版

氏名(児童)	大津 太郎	手帳の状況	□身体障害 ■療育 □精神障害者保健福祉 □なし	保護者の名前	大津 花子 自署 又は押印
住 所	大津市御殿町3番1号		連絡先 日中連絡がつくところ	(077) 528 ― 2745	
診断名等	(診断名あれば記入)		生年月日	平成28年5月1日	

子どもがどんなふうに過ごしたいか

■元気に過ごしたい
□食べる・眠る・遊ぶの安定
□排泄で困らずに過ごしたい
□楽しく過ごしたい
■自分の気持ちを伝えたい
■友だちと遊びたい
□運動をしたい
□宿題のサポートがほしい

家族はどんなサポートが欲しいか

□介護・子育てのサポートをしてほしい
□きょうだいの子育てにも時間を使えるようにしたい
□親の就労にも時間をつかえるようにしたい
■発達や障害にかかわる助言がほしい

福祉サービスの種類・量・期間

＊別紙フローチャートをみて、使いたいサービスを考えてください。

種類	内容	量	備考	期間
■放課後等デイサービス	子どもの発達支援	月〈 10 〉回	7月、8月限定 月 20 回	3か月・6か月・1年
□日中一時支援	家族に用事があるときや家族の休息、就労時の過ごしの支援	月〈 〉回		

夏休み等の長期休暇中に利用日数を増やすことが可能です。
希望する場合は、「備考欄」に例のように記入してください。
★休暇中に利用日数を増やす場合は、毎年、誕生日月の
サービス更新の際にセルフプランを一緒に提出してください。

＜総合的な援助の方針＞

■放課後の支援を中心にしたサポートを希望
□生活全般に関するサポートを希望　　達成時期　半年後 ・ 1年後

子ども(本人)の様子 思い・ねがい	・子どものいいところ・伸ばしたいところ・悩んでいること等 現在○○学校に通っている。自分の気持ちを相手に伝えるのが難しいので、自分の気持ちを伝えられるようになってほしい。
ご家族の思い・ねがい	・ご家族が困っていること・こんなふうに子育てしたいという希望等 子どもの発達や障害に関わる助言や相談できる機会があれば嬉しい。

＊書き方がわからない時は別紙の例文を参考にしてください。

開始希望日	令和4年 4月 1日

サービス等利用計画・障害児支援利用計画(セルフプラン)【週間計画表】

週間予定表は利用するサービス(種類・内容・量)を記載する。

	月	火	水	木	金	土	日・祝	週間予定表に記載できないサービス
6:00								種類
8:00								内容
10:00		学校						頻度・量
12:00								種類
14:00								内容
16:00		放課後等デイサービス			放課後等デイサービス			頻度・量
18:00								
20:00								種類
22:00								内容
0:00								頻度・量
2:00								

【備考】

障害福祉課記入欄	
備考	障害福祉係

受給者証の見方　その1

□ヘルパー及び短期入所を利用する時は緑色の障害福祉サービス受給者証、放課後等デイサービスを利用する時はオレンジ色の児童発達支援受給者証が発行されます。

（一）

障害福祉サービス受給者証		
受給者証番号		123456789
支給決定障害者等	居住地	大津市馬場2丁目13－50
	フリガナ	ビワコタロウ
	氏名	琵琶湖太朗
	生年月日	昭和 52 年 7 月 7 日
障害児	フリガナ	ビワコハナコ
	氏名	琵琶湖花子
	生年月日	平成23年10月23日
障害種別		1　2　3　4　5
交付年月日		平成　年　月　日
支給市町村名及び印		252015 大津市福祉事務所長

受給者証番号がついています。

18 歳以上は本人の氏名、18 歳未満は保護者の氏名が記入されています。

18 歳未満（児童）の場合は本人の氏名が記入されます。

１は身体障害、2 は知的障害、３は精神障害、５は難病

（二）

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	
認定有効期間	平成2年4月1日から平成32年3月31日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	居宅における身体介護6時間/月（1回あたり上限6時間）
支給決定期間	平成2年4月1日から平成30年3月31日まで

支給決定されているサービスの種別と支給量が記載されています。ヘルプを利用する場合、１回あたりの利用時間の上限が記載されます。上限を超えて利用する場合は相談支援事業所に相談してください。

受給者証の見方　その2

（五）

相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
指定相談支援事業所名 やまびこ内　生活支援センター	
モニタリング期間 12月ごと（平成30年3月） ＊モニタリング実施予定月（平成30年3月）	

サービス等利用計画の作成をしている相談支援事業所名が記載されます。
また、相談員がモニタリングする月が記載されています。

利用者負担に関する事項		
利用者負担月額	4,600円	
適用期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
食事的提供体制加算対象者		非該当
軽減適用期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無		
利用者負担上限額管理事業所名		

受給者証に記載されているサービスの利用者負担の上限月額が記入されています。
但し、移動支援や日中一時支援の利用料は上限に含まれません。

短期入所等を利用された時に該当者は食事代の一部補助があります。

（七）

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	生活支援センター	
	サービス内容	身体介護	事業者確認印
	契約支給量	月6時間　分	
	契約日	平成29年4月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成　年　月　日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

契約している事業所、サービス内容、契約している時間数を記入する欄です。

受給者証の見方　その3

（一）

通所受給者証		
受給者証番号		123456789
支給決定障害者等	居住地	大津市馬場2丁目13－50
	フリガナ	ビワコタロウ
	氏名	琵琶湖太朗
	生年月日	昭和 52 年 7 月 7 日
障害児	フリガナ	ビワコハナコ
	氏名	琵琶湖花子
	生年月日	平成23年10月23日
障害種別		1　2　3　4　5

放課後等デイサービスを利用するための受給者証です。ヘルプや短期入所を利用する時は別に緑色の受給者証が発行されます。

（二）

通所給付費の支給決定内容	
支給の種別	放課後等デイサービス
支給量等	15日／月
支給決定期間	平成29年3月1日から平成30年3月31日まで

支給決定されているサービスの種別と支給量が記載されています。放課後等デイサービスは基本１５日以内で、療育の必要性が認められたら最大２３日まで支給されます。

（六）

番号	通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	放課後デイ レイクビワコ	
	支援の内容	放課後等デイ	事業者確認印
	契約支給量	15日	
	契約日	平成 29 年 4月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成　年　月　日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

受給者証に記載されているサービスの利用者負担の上限月額が記入されています。
但し、身体介護や短期入所の利用料は上限に含まれません。

福祉サービス利用者自己負担上限月額に関して

原則として、福祉サービスを利用した場合は費用の一割が利用者の自己負担ですが、負担上限月額が設定されています。そのため、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。**（但し移動支援と日中一時支援を除く。）**

※負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の１割に相当する額の方が低い場合には、当該１割に相当する額を負担していただきます。

・**18 歳未満の方（住民基本台帳上の世帯）**

市民税課税世帯	年間収入８９０万円以上	37,200 円
	年間収入８９０万円以下	4,600 円
市民税非課税世帯	年間収入 300 万以下	０円
生活保護世帯		０円

（例）自己負担上限月額 4,600 円の方が放課後等デイサービスを利用した場合の自己負担金の計算方法
（放課後等デイサービスの１回あたりの利用料が１000 円で計算）
①放課後デイを月４回利用した場合
・1,000 円×４回＝4,000 円　利用料が 4,600 円以下なので 4,000 円支払い。
②放課後デイを月 10 回利用した場合
・１0,000 円×１０時間＝１0,000 円　利用料が 4,600 円以上なので 4,600 円支払い。

・障害福祉サービス費（生活介護や居宅介護や短期入所等）、障害児通所支援（放課後等デイサービス等）、補装具、介護保険の居宅サービス等の利用者負担の合算額が一定の額（37,200 円）を超える場合は、世帯の障害福祉サービスの利用者負担額の合計額と基準額との差額が払い戻しになります。

次に当てはまる場合は、基準額ではなく、障害福祉サービスの受給者証に表示している利用者負担の上限額の高い方の額と利用者負担額との差額が払い戻しになります。

① １ 人の障害児が ２ 枚以上の受給者証を使って放課後等デイサービスと身体介護及び短期入所のサービスを利用している場合
② 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用している場合

・１ ヶ月の利用料が利用者負担上限月額を超える方は上限管理をする事業所が必要となります。複数の事業所を利用している場合は一番多く利用している事業所が上限管理者となります。なお上限管理者が必要な方は市にあらかじめ上限管理事務依頼届出書を提出しておく必要があります。詳細は市の障害福祉課（５２８－２７４５）にお問い合わせ下さい。

(例)上限 4,600 円の方が、Ａ と Ｂ と ２ か所の放課後等デイサービスを利用。Ａ が上限管理事業者として設定している場合、Ａ で １ ヶ月自己負担分 ４ 千円分利用して、Ｂ で自己負担分３千円分利用したときは、上限管理をしているＡ に ４ 千円支払い、Ｂ には 600 円支払えば、残りの利用料は免除となります。